



平成 25 年 4 月 30 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

株主提案に対する当社の考え方に関するお知らせ

今般、当社は、平成 25 年 4 月 26 日付「株主提案権の行使に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、静岡県伊東市に在住する当社株主からの株主提案を受け、その後内部にて検討を行い、本日の取締役会において、当該株主提案に対して賛成する旨の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

なお、同株主は、当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートが運営する伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆四季の花公園、伊豆海洋公園ダイビングセンター及び伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぽーと（以下「当社施設」という）の所在する静岡県伊東市に在住し、静岡県伊東市のみならず伊豆半島に欠かせない観光資源である当社施設のコンプライアンス、安全性、社会性や公共性を配慮した安全運営がなされることを願う地元市民を代表するものと称しております。

当社の第 38 回定時株主総会における会社提案の議案については、今後、当社取締役会におきまして決定し次第、改めて開示してまいります。

記

1. 提案株主名

- (1) 名 称 個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。
(2) 住 所 静岡県伊東市

2. 同株主によるロイヤル観光有限会社の株主提案に対する意見

以下の「ロイヤル観光に対する疑義」及び「ロイヤル観光の株主提案「提出する議案 1 取締役 4 名選任の件」、「提出する議案 2 監査役 1 名解任の件」、「提出する議案 3 取締役 2 名選任の件」に対する意見」につきましては、同株主から提出された「議案提出権の行使に関する書面」の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

(1) ロイヤル観光に対する疑義

ロイヤル観光の会社謄本を取得し、ロイヤル観光の取締役の人物名でインターネットにおいて検索をかけたところ、2001 年 9 月 1 日に 44 名が亡くなった歌舞伎町ビル火災事件を起こし有罪判決を受け、現在執行猶予中の人物であることが表示されます。同氏とロイヤル観光の代表取締役が同じ名字であることから、ロイヤル観光は同氏一族の会社であります。

また貴社発表の平成 25 年 4 月 19 日付「株主提案に対する当社の考え方に関するお知らせ」には、貴社グループに対して競売を行ったり訴訟をしたりしている株式会社ケプラム（以下「ケプ

ラム」と言います。)は、ロイヤル観光の取締役役に就任している人物がオーナーとあります。

ロイヤル観光が、競売や様々な裁判を貴社に対して仕掛けているケプラムと関係があるにもかかわらずその事実に触れず、取締役選任の議案を提案すること自体が“マッチポンプ”というべき行為であり、ロイヤル観光とケプラムの関係からしても、直ちにケプラムは貴社に対する競売や訴訟の取り下げをし、貴社施設がより発展するように協力を申し出るべきと考えます。

静岡県伊東市において有力な地元メディアである静岡新聞や伊豆新聞では、貴社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート(以下「サボテン」と言います。)とケプラムの根拠当権設定登記抹消登記請求事件の裁判において、サボテンはケプラムが証拠書類を偽造していると主張しており、またその主張を受けてケプラムが証拠書類の一部を撤回し、撤回した証拠書類に基づく主張も取り下げた旨が報道されております。

ロイヤル観光は、ケプラムが裁判で負けそうになっているため、虚偽の情報を喧伝しているようにしか思えません。

ロイヤル観光が貴社発行の株式を保有することについては、貴社が株式上場している以上は許容せざるを得ない社会性の範囲内だと考えますが、このように欺罔行為を弄して、貴社施設への関与を強めることについては、貴社施設の社会性や公共性からも許されるべきことではありません。

(2) ロイヤル観光の株主提案「提出する議案1 取締役4名選任の件」、「提出する議案2 監査役1名解任の件」、「提出する議案3 取締役2名選任の件」に対する意見

私は、ロイヤル観光の推薦する取締役候補者の略歴に記載された会社の多くが、過去事件化した会社であったり仕手筋との関係が噂された会社であることにつき不安を覚えます。

貴社施設は、伊豆半島を代表するテーマパークであり、社会性も高く、地域において不可欠な観光資源であります。

私は、現在の経営陣は、この数年で立派に貴社グループの企業再生を成し得ていると考えます。現在の経営陣は、過去3年の経営成績を見ても、現在の経営陣の交代は不要と考えます。ロイヤル観光が新しい経営陣を選任しようとする意図は、ケプラムが現在進めている不当・不法な貴社施設の“乗っ取り”の自己利益の追求以外の何ものでもありません。

3. 株主提案及び当社取締役会の賛成意見

以下の「提出する議案 取締役4名選任の件」につきましては、同株主から提出された「議案提出権の行使に関する書面」の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

前述のとおり昨今の経営成績の黒字化などを評価していること、またコンプライアンス強化の観点からも、引き続き現在の経営陣が中心となってリスクマネジメントを意識した企業経営に邁進されて欲しいと考え、現任の取締役らの再任を求めます。

本提案は、ロイヤル観光の株主提案と両立しない提案であります。

なお、各取締役候補者からは、貴社取締役就任の内諾を得ておりません。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に賛成**いたします。

当社取締役会は、同株主の提案理由のみならず、経営の継続性に配慮しつつ会社提案の取締役候補者による経営体制が、グループの一体感の醸成や顧客満足ならびに企業価値の向上に資する各種施策の連続性の観点から当社にとって最も適切な体制であると考えます。

なお、同株主の「議案提出権の行使に関する書面」に記載のとおり、同株主からの株主提案候補者である小松裕介氏、菊地孝生氏、籠池賢二氏、高木章氏は、株主提案候補者とするこ

いて同株主から何ら説明を受けておらず、同株主に対しては取締役への就任の承諾をしておりませんが、本日付で取締役就任の承諾を得ております。

今後、当社は、株主提案の取締役候補者の他に、高い職務経験等により当社の経営に適切な関与ができる社外取締役候補者等も加えて、バランスのとれた布陣にて最善を尽くすために最適な取締役候補者を提案する予定であります。

当社の第38回定時株主総会における会社提案の議案については、今後、当社取締役会におきまして決定し次第、改めて開示してまいります。

以上